

長久手市福祉有償運送運営協議会運営指針

1 目的

本指針は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送うち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第3号に規定する福祉有償運送に係る法第79条の2による登録の申請に必要なとされる長久手市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議に関して必要な事項を定めることにより、運営協議会における協議を円滑に行うことを目的とする。

2 運送主体

福祉有償運送を行うことができるもの（以下「運送主体」という。）は、営利を目的としない法人であり、福祉有償運送を行うことが法人の目的の範囲内であること。なお、営利を目的としない法人とは、以下のとおりである。

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地方自治法（昭和23年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会

3 責務

運送主体は、本指針に沿って安全かつ適切な福祉有償運送の実施に努めなければならない。

4 運送の対象

次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者又は同法同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (3) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、

学習障害を含む)を有する者

5 運送の区域

福祉有償運送に係る旅客の発地又は着地のいずれかが、本市の区域内にあること。

6 使用車両

(1) 福祉有償運送にあつては、次のいずれかに該当する車両を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつて、スロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：寝台及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車

オ セダン等：貨物運送の用に供する自動車でないこと

(2) 使用する車両の使用権原（所有権、賃借権等の使用権）は、運送主体が有するものとする。運転者等が自己又は家族の所有する自家用車両を提供し、福祉有償運送を行う場合は、以下の事項に適合することを要するものとする。

ア 運送主体と自家用車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る使用貸借等の契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

イ 当該契約において、福祉有償運送の管理、及び特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任の一切を負うことを明記すること。

ウ 利用者に対し、事故発生時及び苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先などを明示すること。

(3) 福祉有償運送時においては、使用車両の両側面に次に掲げる事項を記載した標章を、外部から容易に識別できるように表示すること。

ア 運送主体の名称

イ 「有償運送車両」の文字

ウ 登録番号

文字は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の一文字の大きさは、縦横5センチメートル以上とする。

(4) 福祉有償運送サービス実施時においては、使用車両内に次に掲げる事項を利用者に見やすいように掲示すること。

ア 運送主体の名称

イ 運転者の氏名

ウ 登録番号

エ 利用者から収受する対価

7 運転者の要件

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する普通第二種免許を有しその効力が停止されていない者を原則とする。ただし、これによりがたい場合には、普通第一種免許を有しその効力が申請日前2年以上運転免許停止処分を受けていない者であって次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。

イ アに準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) 福祉自動車以外の自動車を使用する場合にあっては、上記に加え、次の要件のいずれかを備えた運転者又はその他の乗務員を乗務させることとする。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。

イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。

ウ イに準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

8 損害賠償措置

(1) 運送主体は、使用車両の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を適切に講じておくこと。

ア 損害賠償限度額が、対人8,000万円以上、対物200万円以上であること

イ 実施主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと

ウ 保険期間中の保険支払額に一定割合の分担額その他の制限がないこと

(2) 運転協力者が提供する車両についても、福祉有償運送提供時の補償措置を確保していること。

9 運送の対価

(1) 利用者から収受する対価は、運送サービス利用に対する対価（以下「運送の対価」という。）及び当該運送と連続して、若しくは一体として提供される役務の提供又は設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料（乗降に介助に関する部分に限る。）、添乗料並びにストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など（以下「運送の対価以外の対価」という。）の範囲内であり、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であること。

(2) タクシー運賃より低額である等、安価であることを謳って会員等の募集を行わないこと。

(3) 旅客から収受する対価の設定に当たっては、次に掲げる基準を目安とする。

ア 運送の対価は、本市の区域内におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね2分の1の範囲内であること。

イ 均一性など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認めら

れること。

ウ 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね2分の1の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

10 管理運営体制

(1) 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることとし、以下に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 規則第51条の17の規定に基づき運行管理に係る責任者が選任されており、組織体制が整っていること。また、責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。

イ 使用車両5台以上の運行を管理する運送主体にあっては、運行管理責任者の選任にあたっては、当該事務所ごとに次に掲げるいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する車両数を20（運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合は40）で除して得た数に（1未満の端数は切捨て）1を加算した数以上を選任すること。

(ア) 法第23条第1項に規定する運行管理者

(イ) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の12に規定する受験資格を有する者

(ウ) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9第1項に規定する要件を備える者（安全運転管理者の要件を備える者）

(エ) その他同等の能力を有すると認める者

(2) 規則51条の20の規定に基づき整備に係る責任者が選任されており、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。

(3) 事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。

(4) 事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、規則第51条の21に基づき事故対応に係る責任者が明確であり、事故の記録を整備保管する体制が整っていること。また、事故対応責任者は、法第79条の10の規定に基づき事故の記録を届け出ること。

(5) 利用者からの苦情に対し、規則第51条の26の規定に基づき適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。

(6) その他福祉有償運送の条件が常時確保されているかどうかの管理体制が整って

おり、責任者が明確であること。

1 1 市における管理運営体制

- (1) 事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、市において対応にかかる責任者が明確であること。
- (2) 利用者からの苦情に対し、適切に記録、対応する体制となっており、市において対応に係る責任者が明確であること。
- (3) その他福祉有償運送の条件が常時確保されているかどうかについての管理体制が整っており、市において責任者が明確であること。

1 2 運営協議会の開催

- (1) 市は、各運送主体の実施状況を把握し、運営協議会の協議を経ることが適当であると認められる場合には、運営協議会を開催するものとする。
- (2) 運営協議会は、市から法第79条の2（有効期間の更新の登録にあつては法第79条の6第1項、変更登録にあつては法第79条の7第1項）に基づく登録申請に先立つ協議の依頼があつた場合は、実施状況を検証し、問題点の整理を行い、運営協議会の協議を経るものとする。

1 3 登録の報告

運送主体は、法第79条の2（新規）、第79条の6第1項（更新）、第79条の7第1項（変更）を受けた場合は、速やかに登録証の写しを市に提出するものとする。また、市は直後に開催される運営協議会において、その旨を報告するものとする。

1 4 法令順守

許可を受けようとする者が、法第79条の4に規定する登録の拒否の要件に該当するものでないこと。

1 5 運営協議会の合意

運営協議会において協議が整った場合に、運営協議会の合意があつたものとみなす。運営協議会の協議を行うにあつては、関係者の意見に配慮し十分な議論を尽くして行うものとする。この場合において、全会一致が望ましいが、これにより難しい場合は、予め運営協議会の設置要綱に、公正・中立な運営を確保するための議決に係る方法を定める。

運営協議会は、施行規則第51条の3第4号に規定する書類を運営協議会における協議が調つた場合に、申請者に対し交付するものとする。

1 6 運営協議会の合意を解除する事項

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該運送主体に業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。

17 報告義務

運送主体は、毎年4月を始期とする1年ごとに、次に掲げる事項について、市に報告しなければならない。

- (1) 福祉有償運送の実績（運送回数、運送人員等）
- (2) 福祉有償運送における利用者からの苦情、事故等の状況

18 その他

市は、必要と認めたときは、運送主体に対し必要とする書類の提出を求めることができるものとする。また、本指針に定める他の必要事項については、国土交通省及び中部運輸局愛知支局等からの通達などを遵守することとする。

附 則

- 1 本指針は、平成25年2月12日から施行する。